平成２３年（フ）第２８４号
広島県福山市赤坂町大字赤坂1427番地
債務者　大宮　健史
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３６号
沖縄県那覇市字安里59番地８　早川テラス303
債務者　時岡　弘男
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７９７号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区55棟101号
債務者　櫻澤　正吉
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目２番13号ハイツニューコスモ201
債務者　鈴木　政男
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目６番47―11号アルバンヒル鎌ケ谷102
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１号
千葉県柏市松葉町７丁目７番地３
債務者　渋谷　和丸
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６号
千葉県野田市次木332番地３　シンヤハイム202
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５２号
山口県長門市西深川4054番地７　高木貸家２号
債務者　山田　達成
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第６０号
山口県萩市大字山田4842番地６、前住所山口県萩市大字河添５番地４
債務者　田中　建一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第６４号
山口県長門市深川湯本901番地　山下アパート
債務者　城門　輝男
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第３０２号
北九州市小倉南区下城野２丁目12番15号202号
債務者　八木　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０３４号
福岡県中間市通谷１丁目１番15―401号
債務者　高内　　泉（旧姓能塚・近藤）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番２―201号
債務者　坂本美代子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３２号
北九州市門司区葛葉１丁目２番５号
債務者　佐藤こと　睦　　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番７―21号
債務者　宮津　直貴
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４号
北九州市八幡西区浅川台１丁目20番15号さかき荘Ｃ号
債務者　國武　博人
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５号
北九州市八幡西区紅梅３丁目２番26―107号
債務者　伊藤　友晴
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部